

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表 (1 / 2)

変更前	変更後	備考																																
<p>(非常用ディーゼル発電機その2) 第61条 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について、表61-2に定める事項を確認する。 3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>表61-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源</td> <td>第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>表61-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合</td> <td>A1. 要求される非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A4. 有効燃料貯留部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合	A1. 要求される非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A4. 有効燃料貯留部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>(非常用ディーゼル発電機その2) 第61条 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機¹は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について、表61-2に定める事項を確認する。 3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。 1: 非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系(6号炉及び7号炉においてはC系)の非常用ディーゼル発電機をいう。</p> <p>表61-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源</td> <td>第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備²が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2: 非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>表61-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A4. 有効燃料貯留部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ² が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A4. 有効燃料貯留部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて(指示)(平成23年4月9日付)の反映による変更。</p>
項目	運転上の制限																																	
交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 要求される非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合	A1. 要求される非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																
	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに																																
	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																
	及び A4. 有効燃料貯留部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																																
項目	運転上の制限																																	
交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ² が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																
	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに																																
	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																
	及び A4. 有効燃料貯留部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																																

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表 (2 / 2)

変更前	変更後	備考
<p>附則（平成22年6月14日 平成22・05・26原第3号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成22年7月1日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p>附則（平成 年 月 日 平成 . . . 原第 号） （施行期日） 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p><u>2. 第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</u></p> <p>（省略）</p>	<p>・附則第1条第1項に施行期日を規定。</p> <p>・附則第1条第2項に経過措置を規定。</p>